

足健こ第261号
令和3年1月18日

保育園、認定子ども園
地域型事業所 保護者様

足利市長 和泉 聡
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に伴う施設への連絡等について

日頃から、保育所の運営にご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、県内において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、令和3年1月13日に栃木県を対象とした緊急事態宣言が発令されました。本市では保育所等における感染防止及び感染者発生時に速やかな対応を行うため、下記のとおり、保護者の皆様にご協力をお願いすることになりました。ご理解のほどよろしくお願いたします。

なお、今後、状況に応じて対応を変更する場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 園への連絡について

次に該当する場合は、園にご連絡下さい。また、その際にはお子様やご家族の症状等の聞き取りにご協力下さい。

- ①登園している**児童**又は**同居家族**が保健所や医師の指示によりPCR検査を受検することになった場合
- ②登園している**児童**が濃厚接触者となった場合
- ③登園している**児童**が感染した場合

2 登園自粛のお願いについて

以下に該当する場合は、園をお休み頂きますようお願いいたします。

自粛の事由	お休み頂く期間
①登園している 児童 が <u>保健所や医師の指示</u> によりPCR検査を受検することになった場合	PCR検査を受検することになった日から検査結果が陰性と判断された日まで (陽性と判断された場合は、③と同様)
② 児童 が濃厚接触者となった場合	濃厚接触者に特定された日から保健所等に指示された期間
③ 児童 が感染した場合	PCR検査を受検することになった日から保健所等に指示された期間

3 保育料の日割り計算について

「2 登園自粛のお願いについて」に該当し、園をお休みした期間について、利用者負担額（保育料）の日割り計算を行います。

また、**在園児童の同居親族**が PCR 検査を受検する場合に、登園の自粛にご協力頂いた方についても日割り計算の対象といたします。

日割り計算による減額は原則、**園に連絡いただいた方が対象**となります。

（保育料は0歳児から2歳児が対象となります。3歳児から5歳児は保育料が無償のため該当しません。）

※保健所や医師からの指示ではなく、自主的に PCR 検査を受検した場合は日割り計算の対象とはなりません。

4 日割り計算の適用期限について

新型コロナウイルス感染拡大の状況を勘案し、当面の間といたします。当通知以前に報

告を頂いた方については対象となるか確認を行い、後日園を經由して連絡いたします。

5 請求方法

保育料については、通常通り徴収させていただきます。該当する方には後日減免申請書をお渡しいたしますので、記入して提出して下さい。金額が確定した後に差額分を返金いたします。

認定こども園、地域型事業所については当該施設から徴収及び返金となりますので、内容については各園にお問い合わせ下さい。

お問合せ先

足利市役所健康福祉部こども課

TEL0284-20-2138